

## 営繕工事電子納品要領（令和3年改定）【概要】

### ■目的・概要

官庁営繕部が制定した公共建築工事標準仕様書等を適用する工事において、電子成果品の規格を統一することを目的に、設計図書に規定される工事関係図書及び完成図等を電子成果品として納品する場合における電子データの仕様を定めたものです。

### ■主な内容

- ・電子成果品のフォルダ構成
- ・電子成果品の管理項目
- ・ファイルの命名規則

### ■主に使用する時期

工事段階（成果品作成時）

### ■適用方法

<工事発注等を行う際の適用方法>

- ・工事の適用基準として、現場説明書等に特記します。

<工事实施時の適用方法>

- ・この要領に基づいて、電子成果品を作成します。

### ■適用に当たっての留意事項　【発】発注者、【施】施工者に対する事項】

- ・この要領は、営繕工事における電子成果品の電子データの仕様を定めたものであり、土木工事、設計業務等は対象としていません。要領の適用にあたっては、適用対象に該当する工事か確認してください。【発】【施】
- ・この要領は、営繕工事における電子成果品の電子データの仕様を定めたものであり、実際の電子成果品の作成・検査にあたっては、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を併せて参考になしてください。【発】【施】